

第5章 袴狭遺跡出土木簡—木簡の内容と遺跡の性格—

はじめに

袴狭遺跡は、全国的にみても顕著の木簡出土を誇る遺跡である。今回報告する木簡は44点であるが、出石町教育委員会（以下、町教委と略記）担当の発掘調査でこれまでに出土した32点と合わせると、袴狭遺跡全体としては総計76点に上る。袴狭遺跡と同じ谷筋にある砂入遺跡（3点）や嶋遺跡（1点）、尾根筋を挟んで南側の谷筋に所在する入佐川遺跡（2点）や宮内黒田遺跡（1点）からも木簡は出土しており、袴狭遺跡近辺（袴狭遺跡群と総称されている）は有数の木簡出土地帯となっている。

袴狭遺跡出土木簡の総点数76点は、地方の一遺跡出土の木簡の点数からいえば、ずばぬけて多い。宮都、あるいは大宰府や多賀城といった広域支配拠点、及び中世・近世の遺跡を除くと、下野国府跡の約4000点はほとんどが削屑なので措くとして、山口県美祢郡美東町の長登銅山跡の828点、長野県更埴市の屋代遺跡群の126点、静岡県浜松市の伊場遺跡の108点、新潟県三島郡和島村の八幡林遺跡の104点、徳島市観音寺遺跡の約90点に次ぐものである。

出土点数に加えて、袴狭遺跡出土木簡のもう一つの大きな特徴は、内田地区などの地域で出土した木簡を中心として、木簡を使用した遺跡の遺構が明確になっている点が挙げられる。長登銅山跡は長門国府直営の生産遺跡、屋代遺跡群は信濃国埴科郡衙関連遺跡、伊場遺跡は遠江国敷智郡衙関連遺跡、八幡林遺跡は越後国古志郡衙、観音寺遺跡は阿波国府関連遺跡と考えられているが、このうち屋代遺跡群出土木簡は湧水溝や自然流路、伊場遺跡出土木簡と観音寺遺跡出土木簡も大溝出土の木簡であり、廃棄元の遺構が確認できているわけではない。これに対して袴狭遺跡出土木簡、ことに内田地区を中心とする地域の木簡は、具体的な遺構を伴っている点で、八幡林遺跡出土の木簡と並ぶ、貴重な事例といえることができる。

袴狭遺跡が律令国家の地方支配の拠点として重要な遺跡であることは、出土した木簡の点数、及び遺構との結び付きだけからいっても間違いない。しかも、袴狭遺跡の木簡は年代の幅も広い上に、内容的にも注目すべきものが多く、質・量ともに屈指のものであることは言を俟たない。古代の木簡の使用が律令制に付随する文書行政の一端であるとするならば、袴狭遺跡はまさしく律令制地方官衙の遺跡といえる。

以下、木簡出土地点と木簡の年代について概観した後、個々の木簡について論じていくこととする。その際、出石町教育委員会担当出土木簡も一連の遺物であるので、これを含めて袴狭遺跡出土木簡を全体として扱うこととする。なお、木簡の指示・引用は、本報告書で報告する兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所（以下、県教委と略記）担当分については原則としてT番号（71頁表4参照。釈文は図版74～79参照）を用い、町教委担当分については、木簡学会編『木簡研究』各号所収の「兵庫・袴狭遺跡」によることとする（例えば、21（1）は、『木簡研究』21号所収、町教委担当袴狭遺跡出土木簡の（1）の木簡を示す）。

1. 袴狭遺跡の木簡出土地点

袴狭遺跡の木簡出土地点は、町教委調査分も含めると、15の調査地点にわたる（県教委担当の木簡出土調査については、71頁表4参照）。これらは出土遺構の状況からみて、概ね3種類に大別できる。

①古代の官衙に関わる遺跡

袴狭遺跡最上流の内田地区と谷外地区の調査地点がこれにあたる。この地域で木簡が出土した調査としては、調査年次の古い方から並べると、a 1990年度の内田地区確認調査、b 1992年度の町教委による内田地区第3次調査（I地区）、c 1993年度の町教委による内田地区第4次調査（H地区）、d 1994年度の内田1区の調査、e 1994年度の谷外地区の調査、f 1996年度の町教委による内田地区の第7次調査、以上が挙げられる。

この地域の遺構は、8世紀から9世紀初頭にかけての下層の遺構と、これを整地した上に新たに造営した9世紀前半から10世紀にかけての上層の遺構に大別できる。木簡も概ねこの2つの遺構に対応するものが出土している。基本的には人為的に埋め立てた整地層や遺構に伴う木簡がほとんどで、内田地区と谷外地区の広範囲に分布しており、ここにあった官衙遺構から廃棄されたものと考えられるが、谷外地区については明確な遺構は伴わず、さらに上流から流されてきた可能性も考えられる。

②古代の水田遺構に関わる遺跡

①の下流域にあたる国分寺地区・大坪地区・深田地区、及び嶋遺跡にかけての調査地点がこれにあたる。この地域で木簡が出土した調査としては、調査年次の古い方から並べると、a 1988年度の町教委による袴狭川流域の圃場整備に伴う調査、b 1988年度の深田地区（坪井）の第2次確認調査、c 1989年度の嶋遺跡の調査、d 1990年の国分寺1区の調査、e 1991年度の国分寺2区の調査、f 1991年度の大坪1区の調査、g 1993年度の深田1区の調査、以上が挙げられる。これらは袴狭川の上流域からd・e・f・g・b・cの順に並ぶ（但し、aは流域の広範囲に及ぶ）。

この地域の遺構は、数度の洪水を挟んで形成された数時期の水田遺構であり、調査区が離れるので厳密な対応関係の識別は難しいが、それぞれの時期の水田を覆う包含層（洪水砂）から木簡は出土している。従って、木簡の廃棄場所を特定するのはなかなか困難である。

③16世紀の此隅山城に関わる遺跡

袴狭川南岸の下坂地区の調査地点がこれにあたる。内田地区の西隣の北に開いた谷筋である。この地域で木簡が出土した調査としては、調査年次の古い順に並べると、a 1990年度の下坂地区の確認調査、b 1993年度の下坂地区の調査が挙げられる。16世紀後半に大規模な整地を行って造営がなされており、木簡はこの整地層などから出土している。

2. 袴狭遺跡出土木簡の年代

紀年銘木簡 次に袴狭遺跡出土木簡の年代を整理しておこう。袴狭遺跡出土木簡には木簡そのものに年記があるものが6点ある。

古い方から順に述べると、袴狭遺跡で最古の年記をもつのは、1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査で見つかった天平勝宝7年（755）5月の日付のある但馬国府から出石郡司に宛てた国符木簡（19（1））である。

二つめは、1994年度に谷外地区で見つかったT25である。西七倉、すなわち西の区画の第七番めの正倉から穎稻を出した記録と思われる木簡で、宝亀9年（778）の年記がある。奈良時代末期の木簡で、奈良時代の袴狭遺跡群の性格の一端を知る上で重要な史料である。

三つめは、延暦14年（795）3月17日の日付をもつ複数の里（郷）長からの稲の進上を記した大型の帳簿状木簡（19（2））である。袴狭遺跡最古の年記をもつ国符木簡と同じく、1996年度の町教委の内田地区第7次調査で出土した。

四つめは、1988年度の袴狭川流域の圃場整備に伴う町教委担当の調査で出土した、延暦16年(797)正月20日の日付のある白米の荷札である(11(1))。同じ調査で出土した木簡には、内容的に非常に重要かつ注目すべきものが多く、袴狭遺跡の名を一挙に世に高からしめた一群である。

五つめは、1991年度の大坪1区の調査で出土したいわゆる禁制木簡T39である。延喜6年(906)4月13日の日付があった。最初の荘園整理令が出された頃の年紀である。

最後に六つめは、1994年度に内田1区の調査で出土したT15である。これまで充分には釈読できていなかったが、保存処理後に再度赤外線テレビカメラ装置を用いて釈読を試みたところ、天禄3年(972)の年紀を確認することができた。遺跡の下限を考える上で重要な木簡である。

この他、直接年紀の記載はないが、行政単位の表記によって年代の推定できる木簡がある。1994年度に内田1区の調査で出土した木簡T20には、「但馬国(但し、表記は但馬郡)出石郡高椅里」という国郡里制の記載があるから、8世紀初頭の木簡であり、同じ調査で出土した出石郷の表記を取る木簡T23は、国郡郷里制下もしくは国郡郷制下の木簡であるから、少なくとも霊龜3年(717)以降、との見当がつく。また、1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査出土木簡19(3)も、「石高椅郷」とあり、031型式という荷札状の形状からみて出石郡高椅郷のことと考えられる(但し、「郡」脱か)ので、天平12年(740)以降の木簡である。前述の延暦16年(797)の白米の荷札11(1)は、当然、郡・郷の表記である。

なお、周辺の遺跡に目を配ると、袴狭遺跡の南の尾根筋を南に越えた出石神社の所在する谷筋の宮内地区から2点の紀年銘木簡が出土している。

一つは、1998年度に町教委担当の宮内黒田遺跡の調査で出土した大型の木簡(21宮内黒田遺跡(1))である。天平勝宝4年(752)10月9日の日付をもち、耕地にかかる土地の貸借に関わる木簡と考えられる。内容は今一つ判然としないが、袴狭遺跡群で出土した木簡の中では最古の年紀である。

もう一つは、1995年度に県教委担当の宮内堀脇遺跡の調査で出土した木簡(18宮内堀脇遺跡(1))である。永禄12年(1569)の年紀をもつ木簡で、此隅山城を居城とした山名氏の守護所に関わるものである。

袴狭遺跡出土木簡の年代 このようにしてわかる袴狭遺跡出土木簡の年代を整理すると、だいたい次のようになる。

第一は、8世紀から9世紀初頭の時期の木簡である。時代でいうと、奈良時代から平安時代初頭ということになる。但し、8世紀前半に遡るものは現状では少ない。

第二に、9世紀から10世紀の平安時代前半の木簡である。但し、これは内容的に二つに分けられる可能性がある。

第三に、此隅山城に関連すると思われる、16世紀後半の、安土桃山時代の木簡である。

一口に袴狭遺跡出土木簡といっても、このような大きく3時期のものが含まれている。それは、この場所が古代から中世にかけての長い間重要な地域として利用されてきたことの証である。

木簡の時期と遺構の変遷 袴狭遺跡出土木簡のこの時期区分は、遺構の状況とほぼ対応している。すなわち、第一の8世紀から9世紀初頭の木簡は、祭祀遺物が大量に見つかった下層の自然流路、及び内田地区の下層遺構の時期に対応する。袴狭の谷筋の上流にあたる荒木遺跡も、年代的に対応する時期の遺構である。

第二の9世紀から10世紀の木簡は、上層の流路、及び砂入遺跡で見つかった小枝を敷き詰めた道路

遺構の時期にあたる。この時期は内田地区において自然流路を埋め立てる大々的な整地が行われ、建物が建てられた時期でもある。これは袴狭遺跡群における大きな画期といえよう。祭祀遺物の年代的な区別は難しいが、祭祀遺跡としての性格は、下層・上層の時期を通じて、すなわち8世紀から9世紀、さらに10世紀まで存続する。その中にあって、時期を画する大きな造営が9世紀初めに内田地区で行われているという状況なのである。だから、あるいは祭祀遺物にも、そうした時期的な違いとの対応があるのかも知れない。

第三の16世紀後半の木簡は、下坂地区の調査で見つかった持仏堂風の建物や、1995年度の入佐川遺跡の調査で見つかった武家屋敷に対応し、この時期にも山名氏に関連する整地を伴う大規模な造営が行われており、袴狭遺跡南側の此隅山城との関連が考えられる。

以下本稿では、これらのうち第一番めと第二番めの時期の木簡について、注目すべき木簡を基本的には年代順に取り上げて論じていくこととし、第三番目の時期の木簡については考察の対象外としこれ以上の言及はしないことをお断りしておく。

3. 袴狭遺跡出土木簡各論

A、下層対応の時期の木簡

里制木簡 T 2 0 袴狭遺跡の木簡の中で、最も年代的に古いと考えられるものは、内田1区の下層（第5遺構面）から出土した国・郡・里の表記をとるT20である。荷札木簡ではないので郷長をサトオサの音に引きずられて里長と表記した可能性もなくはないが、基本的には里制下、すなわち、大宝元年（701）から霊龜3年（717）までの年代が与えられる。

袴狭遺跡群の木簡で8世紀初頭に遡るのはこれ1点のみであるが、国名から表記する8世紀初めの木簡が出土したことの意義は大きく、袴狭遺跡の地が8世紀初頭から但馬国における重要な地域であったことの現われとみてよい。

論語習書木簡 T 2 1 里制木簡T20と同じ調査で出土した（但し出土地点は離れる）T21も内容的に注目される。この木簡は一面に『論語』公治長第五の冒頭の習書、もう一面に「右為鐫符搜求」という墨書がある。両者は別筆で記されている。木簡の上端は原形を保っているから、「右」と書き出す面は原木簡の裏面であったはずで、『論語』の習書は、裏面冒頭の「右」へと続く表面の文言を削り、二次的に書き記したものであろう。従って、『論語』の習書は「右為鐫符搜求」よりも後から書かれたと考えられるが、『論語』の習書のある方の面が、元々の表面であったことは明らかなので、この面を表面とした。

『論語』のような漢籍は役人の手習いには欠かせないものであり、平城宮・京を始め多くの古代の官衙遺跡、あるいは東大寺などの寺院からも『論語』・『千字文』・『孝経』・『文選』などを記した習書木簡が見つかっている。このような習書木簡の出土は、袴狭遺跡の地における事務官人の存在を裏付けるものである。

一方、裏面の「右為鐫符搜求」の文言も注目される。鐫符は課役（調・庸・雜徭）の免除を認める符のことで、官人個人の課役免除に関わる文書である。正倉院に残る天平6年（734）出雲国計会帳の実例では民部省符で出されている。賦役令には官人の役職ごとにどの範囲の課役が免除されるかの規定があり、官位をもっている官人は自動的に課役が免除された。地方において官位をもっているのは基本的には国府や郡衙の官人であり、鐫符も官人の存在と密接に関わる内容である。「鐫符のために搜し求め」たのが何かはわからないが、官人の事務の一端を窺わせる史料である。課役の免除などは国府の管轄事

項であり（国司の守の職掌に租調徭役がみえる）、鐫符は民部省から国府へ送られるものであるから、一口に官人といっても郡衙の官人よりも国府の官人の事務を窺わせる史料として重要である。T 2 1 は、官人、特に国府の存在と密接に結びつく重要な木簡といってよからう。なお、T 2 0 の出土地の近くからは、もう1点論語の習書木簡T 2 2が見つかった。（但し、上層遺構より出土。後述）

国符木簡 次に年代的に古いことが明確なのは、1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査で出土した但馬国府から出石郡司に宛てた国符木簡（19（1））である。天平勝宝7年（755）5月の日付をもつ袴狭遺跡の紀年銘木簡としては最古のものである。下端は折れているが現状でも55cmの長さのある長大な木簡で、文字は非常に癖のある字体で大きめにゆったりと記されている。郡が発給した符の木簡（郡符木簡）は類例が多数知られるようになってきたが、国の符は少なく、これまでに長野県更埴市の屋代遺跡群で信濃国が更級郡司等に宛てた国符木簡1点が出土しているのみである（（財）長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』第15号木簡）。この木簡の場合には、宛先が更級郡司なので信濃国を発給主体とする国符とわかるが、袴狭遺跡の国符木簡は「国符」と明確に示す国符木簡の初例である。郡符木簡には具体的な郡名は書かないものの「郡符」で書き出す木簡が多いので、書式としては当然あり得るものといえよう。

このような文書木簡の場合、宛先で廃棄される場合と差出に戻って廃棄される場合の両様がある。屋代遺跡群の国符木簡の場合には、同時に郡符木簡も出土しているので、両者が出土し得るところとしては、埴科郡衙を想定できる。つまり複数の郡司を宛先にしているので、各郡に通送された後、最終的には埴科郡衙で廃棄されたと考えられる。しかし、袴狭遺跡の国符木簡の場合には、廃棄元は宛先の出石郡司のいる出石郡衙、差出の但馬国府のいずれとも決めがたい。他の同伴木簡や史料と総合的に考えていく必要がある。とはいえそのいずれかであるのは間違いないから、当然のことではあるが袴狭遺跡が郡衙以上のクラスの地方官衙遺構であることは確実である。

宝亀9年（778）銘の稲の出納木簡T 2 5 その次に年代的に古いことが明瞭なのは、谷外地区で出土した宝亀9年（778）銘の稲の出納木簡T 2 5である。この木簡は郡衙との関わりが深い。すなわち、「西七倉稲」の記載から、少なくとも西ブロックに7棟の稲倉があり、しかも西ブロックを含む複数の倉の建つ区画があったことがわかる。こうした稲倉の存在形態からみて、この稲倉は正税を収納する正倉であり、稲は正税額稲の可能性が高い。それを「下す」とは出挙本稲としての支出であろう。

租として収納された稲（額稲）は、原則としては中央には送られず、郡ごとに普通は郡衙に置かれた正倉に蓄えられる。そしてこれは出挙の本稲として農民に貸し付けられ、その維持・運用が図られる。また、一部は脱穀して稲穀（粃のついた状態の米）として正倉に収納し、満杯になるとこれを検封して不動倉と認定し、正倉のカギを中央に送って国司や郡司が勝手に開封して用いることができない文字通り律令国家の財源となる。一般にこうした租と出挙利稲に基づく額稲や稲穀を正税と呼ぶ。毎年中央に報告されるその収支決算報告が正税帳であり、但馬国のものも天平9年（737）のものの一部が正倉院文書として現存している。額稲（稲穂についたままのイネ）1束を脱穀すると、稲穀（粃のままのコメ）1斗が得られ、これを脱G・搗精すると白米5升が得られる。これは現在の量にすると約2升、約3kgである。つまり、額稲20束から米1石（今の4斗＝約60kg）という勘定になる。

正倉は普通国府ではなく郡衙に置かれた。単独で設置するのではなく、数棟ずつの倉からなるいくつかのブロックが設けられることが多い。こうした正倉の区画を正倉院と呼ぶ。郡衙を構成するのは、勿論正倉だけではなく、郡庁や厨の空間などもあったが、倉は総柱の建物で認識し易いので、正倉は郡衙

を象徴する施設として、発掘調査によって見つかった遺跡の性格を論ずる重要な素材となることが多い。つまり、総柱倉庫のブロックの検出をもって、郡衙と認識することが多いのである。正倉からの出納記録は正税帳に細かく記録されて中央に報告されるが、その最も基本的な資料として、各正倉には出納記録として倉札がかけられていた。この木簡はそうした木簡そのものではないにしても、それに関わる帳簿の木簡である可能性が高い。すなわちT25は、但馬国出石郡の郡衙の正倉の西ブロックの第7番めの正倉（穎稻倉）の出納記録であろう。

当然正倉の出納記録は、正税帳の資料として国府にも報告されたであろうが、それは紙の文書で報告された可能性が高い。国府では各郡から報告されたものを集計して一通の文書に編成する作業が行われただけであり、各正倉の出納記録は実際には郡衙の実務であった。従って、木簡によるこうした正倉の出納に関わる基本資料は郡衙の事務に関わるものとみてよからう。郡名が表記されていないことも、これが一つの郡、恐らく出石郡内の正倉の記録であることの有力な裏付けとなる。従って、このような木簡が出土するということは、内田地区や谷外地区の近辺ないしその上流地域に正倉を含む出石郡の郡衙の所在を想定できよう。但し、T25が出土したのは平安時代前半の水田土壌層であり、廃棄年代は微妙である。

なお、内田1区の調査で出土した西二行二倉の出納木簡T13も、正倉の出納記録に関わる木簡であるが、T25とは時期が異なり上層対応の時期の木簡であるので、後述に委ねる。

複数の里（郷）長からの穎稻の進上を記す帳簿状木簡 奈良時代に遡ることが明らかなのは以上の木簡のみであるが、8世紀末から9世紀初頭に下るものの、基本的には同じ下層の遺物と考えられる木簡がある。その中でも年代的に古いのは1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査で見つかった、複数の里（郷）長からの稲の進上を記した延暦14年（795）3月17日の日付をもつ帳簿状木簡（19（2））である。少坂は出石郡の郷名であり、「某里長所進稻」という記載様式からみて、出石郡宛の進上と考えられるが、この穎稻の進上の性格は定かではない。なお、この木簡は、従来は確認されていないが、出石郡における余戸里の存在を示す木簡でもある。

養父郡石禾郷の白米の荷札 次に古いのは1988年度の袴狭川流域の圃場整備に伴う町教委担当の調査で出土した白米の荷札である（11（1））。延暦16年（797）正月20日の年紀をもち、（但馬国）養父郡石禾郷を進上主体とする。養父郡は出石郡の南に接する郡で、『和名類聚抄』の但馬国養父郡の項には、石禾（以佐和、伊佐波）がみえ、全部の文字は読み切れていないけれども、この地域を指すとみて誤りあるまい。田令の規定の建前上は、年料春米（白米）は租を舂いて貢進することになっていたが、実例からみると、正倉の穎稻を出倉・精白して貢進することが広く行われていて類例も多い。袴狭遺跡の養父郡石禾郷の白米の荷札木簡は、平城宮や長岡京で出土し実際に中央に送られた年料春米（白米）の荷札木簡と何ら遜色なく、この木簡がなぜ但馬国内で、しかも養父郡域ではなく、隣の郡とはいえ別郡である出石郡域にある袴狭遺跡から見つかったのかが大きな問題となる。

一つの解釈は、養父郡から出石郡へ白米を移送する際の荷札という解釈である。郡内における米の移動を示す木簡の実例は少なく、例えば租の舂の荷札が京都府の遠所遺跡から出土している（「京都・遠所遺跡出土木簡（補遺）」『木簡研究』15）が、郡を越えた移動の可能性ということになると、神奈川県綾瀬市の宮久保遺跡出土木簡の事例（『木簡研究』6・『宮久保遺跡と出土木簡』）がある程度であろう。しかし、個人名を記した荷札であるから郡を越えた正倉間の移動とは考えにくく、また郡から郡への貢進ということもあり得ない。郡衙から国府の倉への貢進という可能性はなくはないが、国名を省略した

白米の荷札の実例はあるので、国名はないものの中央への貢進を念頭においた荷札の可能性が高いのではなかろうか。ただ、中央への貢進と考えるにせよ、郡から国への貢進と考えるにせよ、それが出石郡から出土していることは、出石郡に但馬国全体の中央への貢進に関わる事務を取り仕切る施設が存在したと考えなくては解釈がつかないであろう。出石郡に国府が存在した可能性を裏付ける史料といってよく、さらにいえば袴狭遺跡がその国府関連施設の一郭にあたる可能性を示す重要な史料といってよい。但し、なぜ、これが国府に持ち込まれたかは依然として明確でない。国府で一旦中央へ貢進する白米をとりまとめて、荷札の付け替えを行うのであろうか。一概には断定できないが、ここでは一応中央へ送られるべきものが何らかの理由で国府で廃棄されたものとみておきたい。

なお、郡を越えた木簡の出土は、その遺跡が国府関連遺跡であることを積極的に裏付ける証拠となる(郡間の米の移送という可能性は考慮する必要があるが)。兵庫県日高町の衾布ヶ森遺跡(気多郡に所在)から、朝来郡や二方郡に関わる文書の題籤軸が出土し(『木簡研究』18、第19次調査出土木簡(1)・(2))、ここが第二次但馬国府の可能性が高くなったことが想起される。袴狭遺跡の木簡は、第一次但馬国府の所在地をめぐる議論に重要な史料を提供するものといえる。

皇后宮税木簡 同じ調査では、「皇后宮税」とみえる注目すべき木簡(11(2))も出土している。年紀はないが、養父郡石禾郷白米荷札の年紀の延暦16年(797)には皇后がおらず(桓武皇后の藤原乙牟漏は延暦2年(783)立后、延暦9年(790)没)、次に嵯峨天皇皇后として橘嘉智子が立后するのは弘仁6年(815)で、同14年(823)に没している。これ以前では、光仁天皇皇后井上内親王(宝亀元年(770)立后、宝亀3年(772)廃后)があり、その前は聖武天皇皇后の光明皇后に遡る(天平元年(729)立后～天平勝宝元年(749))。皇太后になる際に皇后宮職を紫微中台に改組)。このように皇后宮職の置かれた時期は限られており、8世紀から9世紀初めという下層の遺物の年代からみると、桓武、光仁または聖武の皇后の可能性が高いと思われる。

では、「皇后宮税」とは何か。税は租を蓄えたもので、正倉に保管された田租と出挙稲起源の穎稻をいう。「皇后宮税」は、皇后宮の封戸に関わるものを指すのは間違いないが、この木簡が封戸からのコメの徴収のいかなる場面で用いられたのかには、二通りの可能性が考えられる。すなわち、封戸からの徴収物については、令に規定があり、租は半分が封主の取り分となったが、その徴収方法は、皇后宮職による封戸の直接経営を考えるか、地方行政機構を通じた封戸の間接経営を考えるか、二通りがあり得るのである。奈良時代の例では、「左大臣家税」の事例があり(左大臣は藤原武智麻呂)、目代を派遣した直接経営の様子がわかる(『大日本古文書』編年文書巻2、153～154頁)が、この木簡の場合直接経営における現地での出先機関の木簡であるならば、皇后宮税は自明のことであり、出石と書く必要もないであろう。間接経営の場合には、一旦郡衙の正倉に収納されたものを適宜出倉して封主に送るものと思われ(奈良時代には近江国愛知郡に置かれた東大寺の封戸租の徴収の事例がある)、この木簡の場合もその可能性が大である。すなわち、一郷あたりの収穫高から封戸一戸の輸租高が40束と計算で求められるので、封主に宛てるべき分も機械的に算出が可能なのであり、その分を正倉から支出すればよいのである。このように考えると、この木簡は郡衙に関わる木簡である可能性が高いということになる。

秦部木簡T31 国分寺2区から出土したT31も下層対応の時期の木簡である。秦部姓の者3人を列記しており、この地域における渡来系の秦氏の存在を示す。谷外地区から出土した上層対応のT27にも秦部牛万呂と秦部旅人がみえ、また墨書土器にも下層対応の時期、上層対応の時期いずれにも「秦」を含むものが多数ある。

まとめ 以上、8世紀から9世紀初めの下層対応の時期と考えられる木簡の主なものを紹介・検討した。そこから明らかになったのは、袴狭遺跡出土木簡は、この時期の但馬国における律令国家の地方行政の一端を鮮やかに示していることである。しかし、その内容はけっして単純ではない。大別して国府に關係する木簡と、郡衙に關係する木簡があることがわかった。国府関連の木簡としては、論語・蠲符習書木簡T21、養父郡石禾郷の白米荷札(11(1))が挙げられる。里制木簡T20も強いていえば国府関連であろう。一方、郡衙関連の木簡としては、宝亀9年銘の稻の出納木簡T25、皇后宮税木簡(11(2))が挙げられる。国符木簡(19(1))は両者の可能性があり、いずれとも決めがたい。

すなわち、袴狭遺跡出土木簡のうち下層に対応する8世紀から9世紀初めにかけての木簡は、この時期の但馬国府と出石郡衙の両者の存在と密接に結び付いた木簡といってよい。このような木簡の出土は、この時期に袴狭遺跡の地域に但馬国府と出石郡衙が所在した可能性が非常に高いことを示している。

このうち、但馬国府の所在地については、周知のように但馬国府は延暦23年(804)正月に気多郡高田郷に移転したことが『日本後紀』に記されており、当初の国府はほぼ8世紀の終わりで一応廃絶していることが知られている。かつては出石郡に第一次国府が所在したとの考え方が支配的であったが、最近はむしろ否定的な見解の方が強かった。しかし、『出石町史』が小字「国分寺」の存在を根拠として、旧来の説の積極的な復権を図ったことに加えて、今回の木簡の出土によって、出石郡における但馬国第一次国府所在説が再浮上したといつてよいのではなかろうか。

具体的な遺跡の位置は、木簡は包含層や自然流路から出土したものが多いため明確にはしがないが、袴狭遺跡内田地区ないしその袴狭川の上流地域を考えるのが自然であり、現在の袴狭集落の地域が想定できよう。但し、袴狭遺跡の所在する谷の北側に立地する荒木遺跡の存在も見逃せない。けっして遺跡の中心部という様相ではないが、遺構は立派であり、国府関連遺構と考えてしかるべき状況を呈している。しかもこの遺跡は8世紀の早い段階に出現し9世紀には連続しないことが明らかになっている。第一次国府の年代と合致するのであり、第一次国府の遺構としての必要条件をクリアーしている。従って、谷筋南側の袴狭川流域だけではなく、北側の小野川流域をも含めた広い範囲に第一次但馬国府の遺跡が広がっている可能性を考えておく必要がある。但馬国府と出石郡衙がどのような位置関係にあったかは明確でないが、国府所在郡の郡衙がどのように成立してくるのか、その事例を積み重ねていくことが何よりも重要となってこよう。

B、上層対応の時期の木簡

こうした状況は9世紀初めのある段階を境にして大きく変化する。出土した木簡の内容からそのことを確認していくことにしよう。

諸郷徴部の題籤軸 この後の遺跡の性格を端的に示す木簡は1993年度に町教委の内田地区第4次調査(H地区)で出土した、諸郷徴部の題籤軸の木簡(16(1))である。題籤軸は官衙における日常の事務において使用され、これもその一例である。徴部は例えば、大国郷売券(時期的にも近い)に類例があり、郡司のもとで各郷の税の徴収にあたった郡の下級役人である。彼らからは税の納入状況などに関わるものなど、様々な文書が送られてくる。16(1)はそれを保管しておくための文書の巻物の軸であろう。ただ、徴部からの報告は必ずしも紙の文書であることを前提としてはいない。受け取った紙の文書そのものを直接貼り継いでいくことも勿論ありうるが、受け取った紙の文書や木簡を書き写したものを保管するということもあり得たであろう。

さて、この木簡で特に注目すべきは、「諸郷」の記載である。各郷ごとの状況を把握するのはこれは郡

衙の仕事である。国府は郡衙の仕事をいわば取りまとめるだけである。現地に直接関わるのは、この段階ではまだ郡なのである。つまり、この題籤軸は郡衙における事務作業の中で作成されたことが明らかで、郡衙の存在を明確に示す木簡といえる。

西二行二倉の出納記録の木簡 T 1 3 郡衙の所在を示す木簡としては、内田 1 区の調査で出土した西二行二倉の出納記録の木簡 T 1 3 も重要である。西ブロック第二列の二番めの倉の出納記録の木簡で、下層対応の時期の宝亀 9 年（778）銘の T 2 5 と同様に、正倉の出納記録とみられる。但し、同じ郡衙の正倉とはいっても、西二行二倉という番号の付け方は、T 2 5 の西七倉という番号の付け方よりも整然とした正倉の配置を想起させる。下層から上層への建て替えによって、より整然とした配置をもつ正倉群に建て替えられたことが考えられ、時期の違いを示すものであろう。

画指木簡 T 2 7 同じく郡衙に関連すると考えられる木簡として、谷外地区で出土した画指木簡 T 2 7 がある。「口分桑」は班給された陸田（畑）を指すのであろうか。この木簡には注目すべき点が二つある。一つは、木簡の右端に見られる 3 つの墨点と「本」の記載であり、これは画指であろう。画指は署名のできない人がサインの替わりとして個人の識別が可能な指の関節の位置を線で示すもので、「本」は指の根本の方向を指す。ここには記載がないが普通は人差し指を用いることが多い。

画指木簡は、長屋王家木簡に多数の事例がある。その場合には、署名の替わりではなく、個人の識別のためのいわば身分証明書、といっても現在のそれとは使い方が少々異なり、本人がもつのではなく、恐らく画指木簡に見える人々を管理する側で、本人であることを確認するために用いたものと思われる。墨線ではなく、刻み目で指の位置を示したものもあり、食指（人差し指）と明記している木簡もある。いずれも関節の間隔は狭く、女性かあるいは子供のものである可能性が高い。奴と明記するものがあり、しかも姓を記すものがないから、これらは奴婢や小（少）子の本人照合のための画指木簡であろう。これらの長屋王家木簡の画指木簡は、本人の確認という用途に用いられたもので、木簡としては小型である。

これと比べると、T 2 7 は 40 cm 近い大型の木簡であり、長屋王家木簡のような用途をもった木簡とは考えにくい。むしろ、文書に通常見られる画指の用途に近い事例、すなわち署名の替わりに記されたものと考えられるのではないか。画指をここにみえる秦部牛万呂の戸口である秦部旅人のものとみるのである。桑の次の一字が判読できないので、この木簡の用途はこれ以上明確にできないのが残念ではあるが、秦部旅人の分の畑に関する文書木簡、あるいはその畑で採れた桑の荷札ということもあり得てあろう。

もう一つ注目すべきは、出石郷というように、郷から書き出す書式である。個人の本貫地を記すのに、郷名から書き出すのは、郡名が自明であったからである。すなわち、これは出石郡において作成された木簡であることが明らかであり、郡衙に関連する木簡である公算が大である。もし国府において作成するのであれば、出石郡出石郷と記したであろう。諸郷徴部の題籤軸とともに、郡衙の事務処理を背景にした木簡であって、近くに郡衙の存在を想定することができよう。

これらの木簡によって郡衙の所在を推定する時に重要なのは、これらの木簡が遺構に伴うものではないものの、自然流路から出土した遺物ではなく、自然流路を整地した遺構面に伴う包含層中の遺物であるという事実である。つまり、相当距離流されてきた可能性を考慮する必要がないのであって、この整地を行って築かれた上層の遺構そのものが、9 世紀段階の郡衙に関わるものである可能性を示唆するのである。総柱の倉庫なども見つかっており、ここがこの段階における出石郡衙の一画である可能性は高

いであろう。

擬大領木簡 T 2 6 谷外地区で出土した T 2 6 は、原木簡の天地を逆にした上で、墨書を削って人形に転用したものである。擬大領という郡司の職名がみえており、T 2 5 とともに郡衙を直接示す史料として注目される。原木簡は形態は不詳ながら大型かつ厚手で、書風も端正であり、郡司の勤務評定に関わる木簡の可能性が考えられる。

調布・史生のみえる木簡 この時期の木簡で役所の存在を直接示すものはこれだけである。しかし、1992年度の町教委の内田地区第3次調査（I地区）の調査で出土した木簡も重要である。調布・史生のみえる木簡（15（1））は、物品の納入ないし支給に関わる木簡で、充てられた人物と物品名が書き上げられているのであろう。そこに史生という国府の官人や、調布が見えるのが注目できる。郡衙には史生は置かれていないので、これを国府における事務とみるべきか、国府から史生が国司巡行などで郡衙に赴いた際のこととみて、郡衙における事務とみるべきかは断定できないが、上層の整地が国府移転に伴うもの、あるいはその後のものとみるならば、後者を考えるべきであろうか。ただ、厳密にはこの整地と第二次国府成立の前後関係はもう少し詰めていく必要が残るであろう。

質物付札 人名＋「質物」＋物品名という構成をとる質物付札（15（3）（4））も内容的に珍しく注目すべき木簡である。何らかの貸借に伴って質物の設定が行われ、その質物そのものに付けられた付札である。この付札が付けられていた物品名、つまり何が質物になっていたかは、鋏以外は明瞭でないが、あるいは官司における官人に対する出挙（銭または稲）に伴うものであろうか。官司における出挙は日常的に見られ、木簡にも類例がある（但し、質物の付札は初見）し、正倉院文書にも写経所における出挙（月借錢）の証文が多数残っており、質物の具体像を知ることができる。鋏の事例はなかったが、自分の住まい（土地・建物）・（給料の）布・太刀・婢などさまざまなものが質物とされている。こうした観点からみると、質物の鋏は官人に季禄として賜られる鋏であろうか。

一社木簡 一社とみえる木簡（15（5））も注目される。一社は但馬国一宮の出石神社を指すか。天平9年（737）但馬国正税帳には各神戸に納められた調のDとその直稻の記載があるが、それによると、記載のある朝来郡粟賀社、同押坂社、養父郡養父社、出石郡出石社の四社の中では、ずばぬけて多くの分量が充てられており、出石神社の封戸が但馬国内の神社の中では郡を抜いていたことがわかる。つまり、天平年間に既に出石神社の地位が格段に高かったことを示すのである。

物忌札 この他上層対応の時期の木簡として注目すべきものに、物忌札の断片二点がある。内田1区の調査で出土した T 1 6 と 1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査で出土した 19（13）である。これらは、長岡京左京三条三坊の三条条間北小路北側溝から出土した、長岡京期の完形の物忌札（長さ1104mm幅43mm厚さ7mm。（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会「長岡京左京第428次調査報道発表資料」、1999年7月、による）が出土しているが、袴狭遺跡のこの物忌札は、年代的にはこれらに次ぐ時期のもので、平城京の東三坊大路東側溝から天長の紀年銘木簡（告知札）と一緒に出土した物忌札（『木簡研究』16）に匹敵する時期の可能性がある。形状的にも幅27mm厚さ5mm（T 1 6）、幅32mm厚さ5mm（町教委調査出土分）で、いずれも長岡京のものよりはかなり小振りと考えられ、平城京東三坊大路東側溝の幅32mm厚さ4mmの物忌札に近い（なお、出石町教育委員会の小寺誠氏のご教示によると、町教委第7次調査出土の物忌札は上層対応か下層対応かの判断は難しいとのことであるが、ここでは内容から一応上層対応とみておく）。

論語習書木簡 T 2 2 内田1区の調査で見つかった「論語序何晏集解」と記す論語の習書木簡 T 2 2 も

注目される。前述のT23とは異なり、『論語』の習書の反対面が本来の表面であったと考えられるので、『論語』習書のある面を裏面とした。木簡の裏面を習書に再利用したものであろう。

奈良時代の『論語』は、魏の何晏が註釈を加えた『論語集解』がテキストとして用いられていたことが明らかになっている。『論語集解』には解題に相当する序があり、「論語序」と題されている。何晏の『論語集解』が用いられていたことを直接示す「何晏集解」と習書した二条大路木簡の一点（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』—以下『平城木簡概報』と略称—29、40頁下段）や、「論語序」と記す習書木簡（『平城木簡概報』15、31頁上段、『木簡研究』16—奈良・東大寺）の事例はあったが、「論語序何晏集解」と記すのはT22が初出である。前述の二条大路木簡の『論語集解』の習書に「論語学而第一 何晏集解」とあるのと同じ構成である。

「論語序」の習書の書かれたT22は、もともとかなり長大な帳簿木簡であった。上下が折れており肝腎の事書き部分が不明瞭であるが、日付・事書きの下に人名を列挙し、「入」の文字に近いチェック（合点であろう）を加えている。事書きのうち「大」の文字は明瞭であり、それに続く文字も旁が「長」であることは確実で、「帳」と読める可能性がある。従って、大帳作成に関わる何らかの個別のチェックに関わる帳簿の可能性が指摘できる。大帳は郡衙で作成した歴名に基づき国府で作成する帳簿であり、どれだけの調庸の収取が見込めるかの集計帳簿である。何分文字に不確定な要素があるので、確実なこととは言えないけれども、大帳と読めるならば、国府の事務に関わる木簡の可能性も考えられる。

なお、「入」字状の合点は、袴狭遺跡の他の木簡にもみえる。具体的に挙げると、1990年度の内田地区の確認調査で出土したT2、及び1996年度の町教委担当の内田地区第7次調査出土木簡19（4）である。19（4）は下層に伴う遺物であるが、T2は内田地区の上層遺構面（第3遺構面）に対応する遺物であり、T22と年代的にも近いとみてよい。

天禄3年（972）銘木簡T15 同じ内田1区の調査で出土した、袴狭遺跡の古代の木簡の中で最も新しい年紀をもつT15も注目される。内田地区で出土していることからみて出石郡衙に関わる木簡の可能性が高く、袴狭遺跡が天禄3年（972）という10世紀後半まで存続していたことを示すとともに、その仏教活動の一端を示す証拠ともなろう。

禁制木簡T8・T39・T40・T42 上層に伴うと考えられる木簡の中で、最後に特に取り上げて論じておきたいのが、いわゆる禁制木簡である。すなわち、大坪1区出土のT39、深田地区（坪井）の第2次確認調査出土のT8がそれであり、T39と同じ層から出土したT40も同種の木簡の断片の可能性があり、また条里記載の木簡という点では、深田1区出土のT42も関連する木簡とみてよい。

最初に注目を集めたのは、大坪1区出土のT39である。この木簡には延喜6年（906）4月13日の年紀がある。六条九里廿坪（これには固有名詞が与えられており、椎下田と称されている）にある田二段が、土野郷（「はの」と読めば、和名類聚抄に出石郡の郷としてみえる埴野郷にあたるか）の出石永社の戸口某が管理する田であることを告知し、その権利の侵害やそこへの無断侵入を禁止するするという内容を、民部卿（藤原有穂と特定可能）の書吏、つまり彼に国から与えられた家政機関の官人である車持公の名前で発給する文書木簡である。藤原有穂は北家の傍流で魚名の子末茂の曾孫である。春官大夫や中納言、民部卿を務め、延喜7年（907）12月に没している。なお、末茂の系統の著名人としては、保元の乱の遠因となった鳥羽天皇皇后美福門院得子がいる。

禁制木簡の機能 禁制木簡で注目すべき点は大きく三つある。一つは木簡としての機能である。中世、特に南北朝時代以降には、禁制と称される文書の事例が多数ある。それは、寺社の境内や町といった特

定の地域を限って軍勢の侵入や竹木の伐採、課役の賦課など、その地区に損害をもたらす行為を禁止して、違反者を処罰する旨を示す文書である。但し、文書で平安時代にまで遡る事例はなく、ましてや木簡では初出であるが、禁制という言葉自体は平安時代の格にみえており、ある場所を「禁制」とするのは、その場所を独占的に占有して、他人が利益を得ることを禁ずるという意味で用いられている。

廣野誠氏は、例えばT39をそうした具体例の一つとみて、しかも禁制の対象となる田そのものに立てられたいわば告知札、いわば看板と考えられた。595mmという大型の木簡であるのもそのためとみることができる。深田地区（坪井）第2次確認調査出土のT8も完形品ではないが、本来はかなり大型の木簡であったと考えられることから、けっして文字は大きくはないものの、これらが実際に掲示を意図して作成された可能性は高かろう。切り込みはなく、また下端も尖ってはいないので地面に突き刺したというわけではなさそうであり、板に打ちつけて掲示したり、あるいは結びつけて掲示したりしたのであろうか。いずれにせよ、実際の掲示を考える点は、廣野誠氏の見解を指示したい。

禁制の発給者 第二は、禁制の発給者である。T39にみえる延喜6年（906）は、延喜の荘園整理令の出された延喜2年（902）の直後であり、中央の貴族が各地に荘園を所有し始めていた時期である。この時の荘園整理令では、証拠が明らかで国務を妨げない範囲で荘園の存続が認められており、恐らく荘園整理令の審査によってその所有の存続が認められた結果、かかる勝示が行われたのであろう。従って、藤原有穂が出石郡に所有した荘園に関わる木簡といてよい。

但し、その掲示の主体がいずれの機構であったかは木簡からだけでは明瞭でない。すなわち、荘園として認定した但馬国側、すなわち実際には国府や郡衙がこれを行ったのか、それとも各荘園領主ごとに独自に掲示したのかという問題である。この点については決め手はなく、むしろ郡衙がいつ頃まで存続したかという上層遺構の時期から考えていく方が早道ではないかと思う（10世紀後半以降のT15の存在も示唆的）が、場所を異にした同様の木簡が他にも見つかっており、また同じく条里を記載した木簡も出土していることからみると、これは公的な権力に基づいて行われたと考える方がよいのではなかろうか。

廣野誠氏は、T39は元々郡衙で廃棄されたとみておられる。これらは実際に掲示されはしたものの、一旦郡衙に集めて保管されたものが洪水で流されたと考えておられるわけである。しかし、廣野氏は木簡の掲示自体は、荘園に対する郡衙の干渉を排除するために荘園領収の側が行ったと解釈しておられる。この場合なぜ荘園領主が立てた勝示が郡衙に持ち込まれたかの説明が難しい。荘園領主の側で立てたのならそのまま郡衙とは無関係に洪水によって流出し埋もれたと考える方がむしろまだ自然であろう。

条里復原の問題 この点は実は第三の問題とも密接に関わってくる。すなわち、T39に記された六条九里廿坪、すなわち椎下田などの所在地の問題、ひいてはこの地域における条里制の問題である。実はこの椎下田と覚しき場所を記した鎌倉時代末に描かれたと考えられる絵図がある。もと出石郡宮内村在住の神床氏（出石神社の社家で天日鉾の後裔と伝え、もと糸井造、のち里人の称に従って「かんどこ」を名乗った。神領支配と神事を兼務した）に伝来した神床文書の中にある「但馬国出石神社領田図」（出石町指定文化財）がそれである。破損・剥落などの傷みがひどく、しかも一部分が欠損しているが、全体に条里制による正方形の地割が整然と切られており、中央には河川が流れ大橋が架けられ、出石神社への表参道の大路が直進している。

竹内理三編『荘園絵図集成』で復原が行われ、その成果は同書や『兵庫県史』に収められている。それによると、図の中央に波状に描かれている河川は今日の出石川であり、そこに架かる大橋は今日の鳥

居橋、表参道は今日の主要地方道、出石村岡線―鳥居橋―県道宮内庄堺線の上に比定される。図中の大鳥居は出石神社の鳥居であろう。つまり、出石神社を正面にして東を上にして描かれているのである。

この図は、出石神社の西側に広がる社領の所在を示したものであるが、その中に「シイノモト／一町内／三反 毘沙門堂田／七反 神田」とあるのが注目される。このシイノモトこそ、木簡に見える椎下にあたる可能性が高いのである。木簡によるとこれが廿坪にあたるというのであるから、これはこの地域の条里復原の有力な素材となる。条里制の坪の番号は小字名として継承される場合があり、条里復原のための重要な素材となるが、この地域には残念ながら直接坪番号を示すような小字名は残っていない。しかし、木簡の記載は当時の状況を伝える生の史料として小字名以上の重要な価値をもつ。この時、図のシイノモトの坪の南西（左下）に、「八坪」という名の坪があるのが注目される。このように「但馬国出石神社領田図」も、時代は鎌倉まで降るけれども木簡と並ぶ重要な条里復原の材料となる可能性がある。

そこで、この八坪の記載と木簡の廿坪（椎下田）をもとに条里復原を試みてみると、平行式でも千鳥式でも八坪と廿坪がこのような位置関係にくることはあり得ない。十八とか廿八とかの一の位のみが小字名となることも多いので、そのような場合があり得るかどうか考えてみると、平行式の坪並ではこのような位置関係になることはないが、千鳥式ならば可能性としては次の四通りの場合があり得ることがわかる。①南西起点の南北方向への千鳥式、②南西起点の東西方向への千鳥式、③北東起点の東西方向への千鳥式、④北東起点の南北方向への千鳥式の四種類である。このうち、①と③は「八坪」を十八坪と、また②と④は「八坪」を廿八坪と考えることになる。

このようなT39と「但馬国出石神社領田図」によって、とシイノモト＝椎下田＝二十坪、及びその南西の「八坪」を生かした条里復原を試みると、T8・T39・T42の出土地点の条里は一つとして木簡に記された条里と整合しない。木簡にみえる坪付とこの復原による坪付が大きく隔たってくるのである。水系も袴狭川と入佐川に分かれるので、単純に自然に流されてくるということも考えにくい状況になり、出土地点がいずれも袴狭川水系であることもあって、出石郡衙に一旦収納されたものが流されてきたという廣野氏の説が生まれることになる。

もう一つの問題は、豊岡盆地における既往の条里復原の成果と一致しないことである。豊岡盆地における条里復原については、いくつかの先行研究がある。古くは『神美村史』における石田松蔵氏の見解で、出石郡の出石郷を基準として南東隅を基準としたとするものである。『出石町史』もこの見解を紹介している。次が桑原公德・山田安彦両氏の研究で、神美村下鉢山付近の地名から、北西隅を基準とする東西方向の千鳥式と考えた。これを批判したのが石田修一氏で、同じ地域の小字名から、北西を基準とする東西方向の平行式坪並であるとした。精度は石田修一氏の研究が最も高く、これに従うと、南北方向が条、東西方向が里となり、北西隅が一条一里となる。

大平茂氏は、こうした既往の条里復原に従った上で、「但馬国出石神社領田図」の「八坪」の記載を生かすと、絵図のシイノモトは十五坪になって整合しないことから、「但馬国出石神社領田図」のシイノモトと木簡T39の椎下とは別地区と捉えた方がよいとして、これまでの見解を修正されている。しかし、石田修一氏が復原に用いられた上鉢山付近からそのまま条里を南に延ばしてくると、「但馬国出石神社領田図」の「八坪」にあたる場所は二四坪に相当し、また逆に「但馬国出石神社領田図」の「八里」を基準にして北に延ばしても、石田修一氏の復原とはうまく合致しない。しかし、史料の扱いとしては、小字名という変動のあり得る素材よりは、むしろ絵図や木簡という文字資料は捨て難く、絵図と木簡によ

る復原を取り下げる必要はないと思うし、むしろこれを出発点として条里復原を行っていくべきではないかと私は考える。豊岡市の西部に残る南北に長い八条の地名は石田修一氏の復原と条の進行方向が逆になるし、ましてや豊岡市長谷と倉見の間に東西に延びる五条線という道路があったことや、五条橋があったことは、南北方向が条の並びとなる石田氏の復原そのものと整合しない。従来の説を撤回する必要は全くなく、そういう史料があることを前提とした議論をこそ展開すべきであろう。同じ豊岡盆地であっても、郡の違いも考慮すべきかも知れない。

このように考えるならば、「但馬国出石神社領田図」による条里復原と木簡記載条里の不整合は、禁制木簡は郡衙に一括保管されたものが洪水によって流れてきたもので、その作成・揭示も郡衙公権によって実施されたものとみておくのが穏当であろう。但し、禁制木簡の出土地が、国府や郡衙といった役所の所在を窺わせる木簡とはやや異なる場所から出土していることには注意を要する。すなわち、禁制木簡が出土した地点は、いずれも袴狭川のかなり下流に位置する。同種の木簡がいずれも下流域で出土しているわけであるから、もともとこれらの木簡がこの近辺で廃棄されたと考え余地は残る。但馬国の条里復原、及び洪水によって木簡がどの程度流れるのかというより根本的な課題を含めて、禁制木簡についてはなお検討が必要であろう。

上層木簡のまとめ 以上、9世紀初め以降の上層の時期に対応すると考えられる木簡について、主要なものを取り上げて紹介した。郡衙の存在を示す木簡の存在が明らかになったが、下層の時期のように国府に直接関連する木簡は含まれていないことがわかった。すなわち、延暦23年(804)の国府の気多郡への移転以降も、この地域に郡衙が存在し続けたとみてよい。その場合、内田地区にみられる新たな整地を伴う造営をいかに評価するか、郡衙の拡張とみるか、袴狭遺跡群内における郡衙の移転と評価するか、移転後に旧国府施設をどのように利用したのかの問題も含めて、これらの点は今後の検討を俟つことにする。

おわりに

出土した木簡そのものの考察を中心として、袴狭遺跡群の性格も含めて論じてきた。取り上げなかった木簡も多数あり、ここで論じた木簡の解釈についても論の分かれる点はあるだろう。いずれも問題提起として受け止めていただければよいが、本稿を終えるにあたって再度強調しておきたいのは、木簡の内容から判断する限り、袴狭遺跡群のある地域が、延暦23年(804)の移転以前の但馬国府、及び国府所在郡としての出石郡衙の所在地であり、国府移転後も出石郡衙はここに置かれていたと考えられる、ということである。特に出石郡衙については、この地域に継続的に営まれていた可能性が極めて高い。

調査地の中では、遺構や出土木簡・墨書土器からみて、内田地区の特殊性が際だち、ここは古代を通じて出石郡衙の一画であったとみてよいと考えるが、官衙の中核という様相ではない。官衙中核がどこにあったかは重要な検討課題である。遺構や木簡の集中する内田地区の、袴狭川上流域方向に隣接する谷外地区からも官衙関連木簡が出土しているが、ここには顕著な遺構はない。とすれば、大平茂氏が指摘するように(『兵庫・袴狭遺跡』『木簡研究』17、1995年11月)、袴狭川のさらに上流の地域、特に袴狭集落地が最も可能性が高いと考えられる(この点は小寺誠氏からもご教示いただいた)。同じ谷筋の北端の小野川流域からも荒木遺跡のような大規模な建物群が見つかっており、移転後の旧国府建物の利用や9世紀段階での造営の意義の問題なども含めて、袴狭遺跡群の所在する谷筋における、国府や郡衙の施設の存在形態を有機的に捉えていく必要があると思われる。さらに、出石神社のある袴狭と

は尾根を隔てた南側の谷筋からも、宮内黒田遺跡の天平勝宝4年（752）10月9日の日付をもつ木簡のように、奈良時代に遡る木簡が出土する遺跡は広がっているものであり、出石神社の存在も含めてより広範囲を総合的に考えていく必要性が提起されているといえるだろう。その意味では、出土木簡から窺うことのできる袴狭遺跡群の様相は、まだまだその一端を示しているに過ぎないといってよいだろう。

限られた範囲と期間の調査の中から、これだけの大きな成果が上がったのは、兵庫県教委や出石町教委の発掘担当者の方々のご努力のたまものと思うが、今後遺跡全体の性格を明らかにして活用・保存策を講じていくためにも、河川改修に伴う部分的な緊急調査だけではなく、是非遺跡全体を見据えた学術的な調査を将来実施していただくことを念願して本稿を終えることとしたい。

なお、本稿は袴狭遺跡の調査終了を記念して行われた「袴狭遺跡群説明会」での私の報告「袴狭遺跡群出土木簡をめぐって—木簡の内容と遺跡の性格」（1995年12月23日、於出石町立町民センター）に基づき、その後の出石町教育委員会担当の発掘調査の成果を加えて再構成したものである。本稿を草するにあたっては、袴狭遺跡出土木簡の一点一点について再度赤外線テレビカメラ装置による実見の機会を与えていただいた。その成果は本報告書掲載の釈文に反映させることができた。ご配慮いただいた兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の藤田淳・鈴木敬二両氏にあつくお礼を申し上げたい。また、出石町教育委員会担当の調査で出土した木簡について、種々ご教示をいただいた出石町教育委員会の小寺誠氏にもあつくお礼を申し上げたい。

【参考文献】（木簡研究に掲載された事例報告は除く）

石田修一「但馬豊岡盆地の条里」『日本歴史』95、1956年

出石町教育委員会『袴狭遺跡内田地区発掘調査概報—袴狭遺跡周辺官衙関係遺跡の調査』1995年

大平茂「兵庫県・袴狭遺跡群の発掘調査」『条里制研究』10、1994年

小寺誠「補遺（考古編）」『出石町史』第4巻資料編Ⅱ、1993年

兵庫県出石郡神美村『神美村誌』1957年

廣野誠「兵庫県袴狭遺跡出土木簡について」『兵庫県の歴史』29、1993年

山田安彦・桑原公德「但馬・円山川流域に於ける條里地割の分布について」『人文地理』5—4 1953年